



平成 28 年 4 月 18 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株 式 会 社 ア ク セ ル
代 表 取 締 役 社 長 松 浦 一 教
(コード番号 6730 東証第 1 部)
問 い 合 わ せ 先
取 締 役 管 理 グ ル ー プ 千 代 進 弘
ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
電 話 03-5298-1670

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 18 日開催予定の第 21 期定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、同株主総会に付議する「定款一部変更の件」の内容を決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社移行後の経営体制に関しましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行決定権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 18 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会において、必要な定款変更についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。また、監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を適正規模にするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を 6 名以内に、監査等委員である取締役の員数を 4 名以内に変更するものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役との間にも責任限定契約を締結することが可能になったため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条の一部を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものです。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものです。
- ④ 当社の経営体制に合わせて株主総会及び取締役会の運営について当社取締役の構成に応じた適切な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に当たるよう、現行定款第 14 条及び第 23 条を変更するものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議で定めた取締役が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 20 条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>6</u> 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 20 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき業務の執行を統括する。</p>	<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議により<u>監査等委員でない</u>取締役の中から選定する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会長又は取締役社長が</u>招集し、その者が議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた</u>順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会で定めた</u>取締役が招集し、その者が議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた</u>順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p><u>4</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>5</u> <u>取締役全員の同意があるときは、招集の</u>手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	<u>第 24 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議)	(取締役会の決議)
第 24 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、 <u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
(社外取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 27 条 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。	第 28 条 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役及び監査役会の設置)	(削除)
第 28 条 当社は監査役及び監査役会を置く。	
(監査役の数)	(削除)
第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。	
(監査役の選任の方法)	(削除)
第 30 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集及び議長)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、その議長になる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第29条 <u>当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第37条</u> ～ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第34条</u> ～ (現行どおり)</p>
<p><u>第39条</u> (会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p><u>第36条</u> (会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p><u>第41条</u> ～ (条文省略)</p>	<p><u>第38条</u> ～ (現行どおり)</p>
<p><u>第44条</u> (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

(注) 上記に記載されていない条項については変更ありません。

(3) 日程

- ①定款一部変更のための株主総会開催日 平成28年6月18日(土曜日)
- ②定款一部変更の効力発生日 平成28年6月18日(土曜日)

以 上